

K
I
N
G
S

遊技産業健全化推進機構ニュース

4
APRIL 2021



**改正健康増進法 施行から1年
2020年度第3四半期の検査結果報告 機構検査部**

機構の動き

2月度<2021年2月1日～2月28日>

遊技機等への立入検査関係

- 2月度 立入検査店舗数 109店舗
(遊技機検査 102店舗、計数機検査 7店舗)
2月末日 誓約書提出店舗数 9017店舗 (対前月比▲84)

依存防止対策調査の関係

- 2月度 依存防止対策調査実施店舗数 193店舗
2月末日 承諾書提出店舗数 8760舗 (対前月比▲73)

会議開催関係

2月2日(火)に社員団体実務者連絡会をリモート併用により開催した。
1月12日(火)に開催された機構定例理事会の決議内容等を、社員団体の事務局担当者に説明するとともに、3月15日(月)に予定されている臨時社員総会の上程議案についての説明も行った。

CONTENTS

4 April
2021

改正健康増進法 施行から1年	1
2020年度第3四半期の検査結果報告 機構検査部	2
駐車場の諸問題 三堀 清	5
店長に求められる知識「業界知識 XVII」	8
銀世界の裏147「詐欺セミナー(前編)」	11



奈良市 新薬師寺 おたいまつ法要

東大寺二月堂のお水取りの「お松明(たいまつ)」は春を呼ぶ3月の行事で知られるが、同じ奈良市の新薬師寺では春爛漫の4月8日、同じように松明を用いた「おたいまつ法要(修二会)」を行っている。

本尊の国宝・薬師如来坐像の前で、薬師悔過(けか)の法要を行った後、夜7時ごろから僧侶がお松明を持って本堂を回るもので、長さ7mの大松明10本、籠松明1本が次々に繰り出される勇壮な儀式だ。本堂の白壁、周辺の桜が、火に照らされて闇の中に浮かび上がってくる。

改正健康増進法 施行から1年

改正健康増進法の施行により

パチンコ店内が原則禁煙になってから1年。

営業への影響はどうなつか。

施行の7か月も前に喫煙BOXを設置するなど、

対応に力を入れてきた老舗ホールに話を聞いた。



喫煙BOXは2~3人、喫煙ルームは10人が楽に入れる規模だが、いまはコロナ禍に配慮して、前者は1人もしくは2人、後者は4人に制限している



ニュー太平。PS全台には各台計数機も導入している



加熱式たばこ喫煙専用フロアの入口には
強力なエアカーテンのほか、送風機も設置



喫煙BOXの場所を大きく掲示



喫煙ルーム内の空調設備も万全

施行の7か月前に 喫煙BOXを設置

「コロナ禍もあるので、店内原則禁煙化の影響の分析は難しいところですが、喫煙BOXでたばこを吸っている間は台の稼働が止まる確かです」と語るのは「ニュー太平」の具志司部長。

同店は1949年創業の老舗ホ

ール企業・太平商事(本社・東京

都豊島区、堀口信行社

長)がJR山手線巣鴨駅

前で経営するパチンコ

店(554台)で、地下

1階(パチスロ)と1階(パチンコ)

には喫煙BOXを二つずつ、2階

(PS共用)には喫煙BOX一つと
喫煙ルームを設けている。

喫煙BOXを最初に設置したのは、実は改正健康増進法の施行よ

り7か月も前。具志部長は「早めに対応し、お客様に店内原則禁煙が近いことや喫煙BOXへの動線を認知していただいた方が、いざ4月を迎えたときに新しい遊技環境になじんでもらえると考えました。おかげで年度末にばたつかないで済みました」と振り返る。

売上減も前向き評価 10年前から環境整備

昨年11月には地下1階と2階を加熱式たばこ喫煙専用フロアにしました。会社員客に加熱式たばこ愛用者が増えていることなどを考慮したもので、当該フロアの入口には強力なエアカーテンを設置するなどして、厚生労働省で定めた喫煙室の基準(出入口で毎秒最低0.2mの空気の流れがあること)の順守に努めている。空調の室内機の出力もアップした。

「形だけの対応ではお客様に安心感を提供できません。喫煙BOXや喫煙ルームもそうですが、諸設備の機能面には徹底してこだわりました」と具志部長。喫煙ルーム内に空調室内機を4基も設置しているのもそのためだ。

同店は10年ほど前から島間を広げ、島上には空気清浄機を設置し、空調も一新するなど、快適環境づくりを進めてきた。具志部長は、新型コロナ問題発生後は顧客の安全確保のため、台間パーセイションを既設のパチンコに加えてパチスロにも設置するなど、飛沫防止対策にも努めていると説明。

「売上は前年度の7~8割まで回復傾向にあります。お客様の欲求にこれでいいというゴールはない。これからも顧客ニーズを追求し、集客に努めていきたいと思います」と話した。

遊技機及び計数機の日常的な点検確認に加え 検定通知書(写)、認定通知書(写)の準備を!

遊技機及び計数機の点検について

機構検査部が2020年度第3四半期(10月～12月)に実施した立入検査活動の結果報告をお届けする。

この3か月間の遊技機検査に関し、パチンコ遊技機、回胴式遊技機ともに大きな異常事案は確認されていない。また、計数機検査においても異常事案は確認されていな。ただし、遊技機検査においては、回胴式遊技機で「ドアパネル裏中継端子板接続ハーネス部」の封印バンドの欠損事案が確認されている。

本件事案については以前より指摘をさせて頂いている事案であり、意図的で無ければ、日常の遊技機の点検確認により防げるものである。ホールの現場においては業務が多忙であっても、日常的な遊技機並びに計数機の点検チェックは可能な限り日々行なって欲しいと思っている。

3か月間に 453店を検査

次に検査の結果についてお知らせしたい。

検定期間、認定期間の 確認について

次に昨年10月から開始した検査対象遊技機等の「検定期間」「認定期間」の確認作業についてお知らせする。この3か月間で23地区の445店舗において遊技機検査、計数機検査時に検査対象遊技機等の「検定期間」「認定期間」を確認させて頂いた。

その結果、検定通知書、認定通知書の写し等が準備されていなかつたのが28店舗、一部の遊技機の

舗(うち計数機検査は47店舗)に伺い、ぱちんこ遊技機1468台、回胴式遊技機1625台の合計3093台の遊技機を検査した。また、玉計数機43台、メダル計数機4台の合計47台の計数機検査も実施した。

別表の通り、2020年の10月から12月までの3か月間に機構検査部としては、23地区の453店舗管理にも万全を期して対応しているので、是非、ご理解を頂き、立入検査、依存防止対策調査へのご協力ををお願いしたい。

最終的に認定シールの貼付状況が準備されていなかつたのが22店舗あつた。

等も踏まえ検討し、明らかに検定切れと思われた遊技機も確認されたことから、当該都道府県警察に報告した事案もあつた。

検定期間、認定期間の確認作業についても、今後、可能な限り情報を開示したいと考えている。



2020年度第3四半期の検査結果 機構検査部

《月別検査集計一覧》

各月	訪問 都府県方面 数	検査ホール数			検査台数				計	
		遊技機			遊技機		計数機			
		遊技機	計数機	計	ぱちんこ	回胴式	玉	メダル		
10	9	150	15	165	528	599	14	1	1142	
11	7	137	15	152	494	544	13	2	1053	
12	9	119	17	136	446	482	16	1	945	
計 (平均)	25	406	47	453	1468	1625	43	4	3140	

(2020年10月1日～12月31日)

《都府県方面別検査集計一覧》

NO	都府県方面名	検査ホール数			検査台数				合計
		遊技機	計数機	合計	遊技機	計数機	玉	メダル	
1	青森県	8	-	8	34	24	-	-	58
2	宮城県	10	-	10	36	43	-	-	79
3	秋田県	9	-	9	36	36	-	-	72
4	山形県	11	-	11	40	48	-	-	88
5	福島県	8	-	8	32	32	-	-	64
6	東京都	114	9	123	408	448	8	1	865
7	茨城県	9	8	17	28	42	7	1	78
8	栃木県	12	-	12	44	52	-	-	96
9	群馬県	8	-	8	36	28	-	-	64
10	埼玉県	24	-	24	72	94	-	-	166
11	千葉県	17	9	26	68	68	9	-	145
12	神奈川県	22	-	22	60	110	-	-	170
13	新潟県	9	-	9	32	40	-	-	72
14	山梨県	8	-	8	32	32	-	-	64
15	静岡県	23	-	23	90	78	-	-	168
16	愛知県	37	-	37	146	148	-	-	294
17	滋賀県	11	-	11	44	44	-	-	88
18	京都府	12	-	12	38	48	-	-	86
19	兵庫県	17	8	25	64	58	6	2	130
20	奈良県	8	-	8	28	28	-	-	56
21	和歌山県	10	-	10	38	42	-	-	80
22	広島県	8	6	14	20	40	6	-	66
23	福岡県	11	7	18	42	42	7	-	91
合 計		406	47	453	1468	1625	43	4	3140

(2020年10月1日～12月31日)

お客様の動向

なお、ホールの現場においては、是非とも検定通知書、認定通知書の写し(コピー)等の準備をお願いしたい。

稼働率の調査(頭どり)については、概要として、この3か月の稼働率の平均値は昨年に比べると悪化していると言わざるを得ない状況であった。

当機構の検査員がカウンントした「頭どり」数値のトータル平均を昨年同期比で比べると、

「パチンコ4円が
パチンコ低玉貸が
↓本年度16%、
↓昨年度14%↓昨年度16%」

「回胴式遊技機20円が
↓本年度20%、
↓昨年度19%↓昨年度21%
↓昨年度28%↓昨年度31%」

という数値になっている。
参考にして頂きたい。



2020年度第3四半期の検査結果

最後に、本年第3四半期の各都道府県別の検査ホール数、検査遊技機数を別表（3ページ）でお知らせする。

なお、既に廃業されているにも関わらず、機構宛に連絡の無い店舗は誓約書提出店舗としてカウントされているが、毎年マイナスを記録している。業されている店舗数は、その廃業店舗数分を割り引く必要があることを付け加える。

12月末現在で
9124店舗
であった。

次に機構に対する誓約書を提出しているパチンコホールは、

全国の誓約書提出ホール
数は昨年3月
末の時点から
マイナス46
1店舗となっ
ている。機構

は立入検査を
開始した20
07年4月か
ら誓約書の提出店舗数をカウント
しているが、毎年マイナスを記録
している。

『誓約書提出ホール数』

月	10	11	12
誓約書提出ホール	9176	9150	9124
前月との差異	-76	-26	-26

(2020年10月1日～12月31日)

「依存防止対策調査」

100%承諾書提出ホールは2方面9県に

推進機構が実施している「依存症防止対策調査」の「承諾書」提出ホールは、2021年2月26日現在で、8760店舗でした。

機構への誓約書提出ホールと比較すると、平均97

%の高い数字で、北見方面、函館方面、青森、山梨、石川、三重、鳥取、島根、香川、佐賀、沖縄の各県では100%に達しています。引き続き、ご協力お願いいたします。

承諾書提出店舗数

NO.	都府県方面	誓約書	承諾書	差異 承一誓	提出率 承/誓
1	札幌方面	235	233	▲2	99%
2	旭川方面	74	72	▲2	97%
3	釧路方面	69	68	▲1	99%
4	北見方面	41	41	-	100%
5	函館方面	46	46	-	100%
6	青森県	118	118	-	100%
7	岩手県	113	111	▲2	98%
8	宮城県	177	172	▲5	97%
9	秋田県	104	102	▲2	98%
10	山形県	87	84	▲3	97%
11	福島県	176	157	▲19	89%
12	東京都	744	726	▲18	98%
13	茨城県	232	210	▲22	91%
14	栃木県	158	148	▲10	94%
15	群馬県	133	122	▲11	92%
16	埼玉県	446	433	▲13	97%
17	千葉県	379	369	▲10	97%
18	神奈川県	491	477	▲14	97%
19	新潟県	158	157	▲1	99%
20	山梨県	59	59	-	100%
21	長野県	154	153	▲1	99%
22	静岡県	265	260	▲5	98%
23	富山県	63	62	▲1	98%
24	石川県	85	85	-	100%
25	福井県	67	65	▲2	97%
26	岐阜県	145	143	▲2	99%
27	愛知県	492	478	▲14	97%

NO.	都府県方面	誓約書	承諾書	差異 承一誓	提出率 承/誓
28	三重県	112	112	-	100%
29	滋賀県	104	99	▲5	95%
30	京都府	159	154	▲5	97%
31	大阪府	663	644	▲19	97%
32	兵庫県	375	365	▲10	97%
33	奈良県	74	69	▲5	93%
34	和歌山県	73	71	▲2	97%
35	鳥取県	60	60	-	100%
36	島根県	67	67	-	100%
37	岡山県	134	128	▲6	96%
38	広島県	239	231	▲8	97%
39	山口県	123	115	▲8	93%
40	徳島県	60	59	▲1	98%
41	香川県	74	74	-	100%
42	愛媛県	114	113	▲1	99%
43	高知県	74	73	▲1	99%
44	福岡県	348	341	▲7	98%
45	佐賀県	61	61	-	100%
46	長崎県	139	133	▲6	96%
47	熊本県	143	142	▲1	99%
48	大分県	114	111	▲3	97%
49	宮崎県	114	112	▲2	98%
50	鹿児島県	207	200	▲7	97%
51	沖縄県	75	75	-	100%
合計		9,017	8,760	▲257	97%

(参考)

前月合計	9,101	8,833	▲268	97%
対前月差異	▲84	▲73	+11	-

※ 2月26日現在の承諾書並びに誓約書の提出状況

駐車場の諸問題



三堀 清
みほり きよし
昭和32年 神奈川県生まれ
早稲田大学法学部卒
司法修習終了後
昭和63年 弁護士登録(第二東京弁護士会)し、大手企業の法律問題を扱う法律事務所勤務を経て
平成8年 早稲田大学大学院修士課程終了
平成9年 三堀法律事務所開設
現在、パチンコホールを始め企業関連の民事事件を手がける

1 パチンコホールの

駐車場

かつて、パチンコホールは、駅前等の商店街・繁華街に立地し、遊技客も徒歩や自転車で来店するのが通常であった。ところが、平成7(1995)年ころから郊外型のホールが急速に増えて大型化も進んだ。そして、郊外型の大型ホールは主要な幹線道路沿いという立地と、来客数に見合った駐車場設備が不可欠となつた。

法令上、営業所の「構造及び設備の技術上の基準」として、一定数以上の駐車場を確保すべきことまでは規定されていないが(風適法4条2項1号、風適法

施行規則7条参照)、このようなホールの新規出店時の風俗営業の許可に際しては、予想される自動車による来店客

数に見合った駐車場を設けるよう行政指導がなされることが多い。違法駐車等を防止し、営業所周辺の清浄な環境を維持するためには当然のことであり、ホール業者としても一定数の駐車場確保は、営業上の必須事項である。

しかるに、駐車場内では、自動車泥棒や車上荒らしがあつたり、いたずらや接触事故により自動車が破損したりする事件・事故が発生することがあり、また、あつてはならないことであるが、駐車中の自動車内に乳幼児が放置されるという事案も発生することがある。

その他、駐車場内に所有者不明の自

動車が放置されてしまう事案も散見される。

2 駐車場内の

事件・事故

実際に駐車場内で事件・事故が発生した場合、その駐車場を設置・管理する者はどのような責任を負うのであるか。

この点の結論は、駐車場利用に関する契約が「自動車を預かる」寄託契約なのか、「自動車を置くスペースを貸す」だけの使用貸借契約(無償の場合)又は賃貸借契約(有償の場合)などのによつて、大きく異なつて来る。

「預かる」寄託契約であると、駐車場側

は、無償たると有償たるとを問わず、一定の注意を尽くして自動車を保管し、返還する義務を負う（民法659条、655条・644条）。

すなわち、駐車場側は、自動車泥棒や車上荒らしやいたずらに遭った場合、被害防止のための一定の注意を尽くした（対策を講じた）ことを主張・立証しなければ、この義務の不履行により、利用者に損害賠償をしなければならないのである。

これに対し、「スペースを貸す」だけの使用貸借契約又は賃貸借契約であると、駐車場側は、利用者に一定の時間（期間）、一定のスペースの使用を認める以上上の義務は負わない（民法593条、601条）。

このため、駐車場側は、駐車中の自動車の盗難や破損について、原則として利用者に損害賠償をすることはない。とはいっても、駐車場の施設が一般的に期待されるだけの安全性を欠いている場合、例えば、照明が不十分である、誘導標識がわかりにくい、立体駐車場で転落防止の措置が不十分であるというような欠陥がある場合、駐車場の貸主としての義務違反があり、これに起因した事故が発生すると、駐車場側は、利用者の損害を賠償しなければならな

放置車両をどうするかは非常に頭の痛い問題である。
撤去・処分後に、所有者と称する者から

「自動車を返せ」とか「損害を賠償しろ」といった

悪質なクレームがつけられることもあるからである。

このような事態に陥らないようにするため、

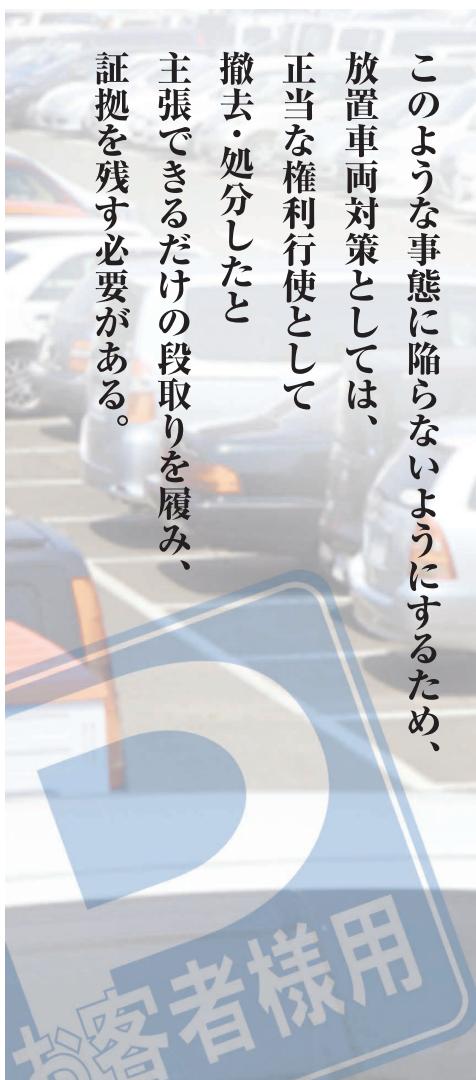
放置車両対策としては、

正当な権利行使として

撤去・処分したと

主張できるだけの段取りを履み、

証拠を残す必要がある。



くなる（民法415条1項）。しかしながら、このような事故は、利用者＝自動車の運転者にも相応な過失がある場合が多く、損害賠償の額は、被害者となつた利用者の過失の割合に応じて減額される（民法418条）。

これは、利用者が何らかの事情で駐車した自動車をとりに来られなくなつたという場合もあるが、盗難車や車検切れの自動車の処分に困つて放置したり、嫌がらせ等の目的で放置する例も少なくない。

放置車両をどうするかは非常に頭の痛い問題である。撤去・処分後に、所有者と称する者から「自動車を返せ」とか「損害を賠償しろ」といった悪質なクレームがつけられることもあるからである。

3 放置車両の問題

放置車両をどうするかは非常に頭の

痛い問題である。撤去・処分後に、所有者と称する者から「自動車を返せ」とか「損害を賠償しろ」といった悪質なク

このような事態に陥らないようするため、放置車両対策としては、以下のように、正当な権利行使として撤去・処分したと主張できるだけの段取りを履み、証拠を残す必要がある。

第一に、駐車場側において、放置車両により、占有者又は所有者としての権利を侵害されているという事実を記録することである。

具体的には、当該車両がいつから放置されているのかを記録すること（日付け入りの写真を添付することが望ましい）、及び放置車両による駐車場料金相当の損害金を算定しておくことである。

なお、来客用の無償の駐車場でも、自動車を放置されることにより当該区画の使用を妨げられ、駐車場側は、近隣相場の駐車料金相当額の損害を被つていることになるのである。

第二に、放置車両の所有者を特定する努力をすることである。

具体的には運輸局・支局又は自動車検査登録事務所（軽自動車等の場合）にて自動車登録事項等証明書の交付を受け、場合により、所有者の住民票や法人の登記事項証明書を取り寄せるのである。併せて所轄警察署に事件性の有無を問い合わせる必要もある。

なお、登録が抹消されていて所有者が特定できない場合、所有権を放棄したものとみることができるから、後からクレームを受ける確率は格段に低くなる。

第三に、特定された放置車両の所有者に対し、撤去の申入れ及び放置期間中の駐車場料金相当の損害金の支払いを求める内容証明郵便等を発信することである。この内容証明には、一定期間内に回答がなければ所有権を放棄したものとみなす旨の一文を添えることが有効である。

登録が抹消されていて所有者が特定できない場合には、放置車両に同様の内容の張り紙等をする。

第四に、放置車両や積載物に経済的価値がないことを確認し記録することである。

具体的には、当該車両の外装・内装及び積載物を写真撮影して記録し、また、当該型式の車両の中古車価格等も調査して記録しておくことである。

以上の手を尽くせば、放置車両により権利を侵害され損害を被っていること、放置車両の所有者が所有権を放棄しているとみられること、放置車両の経済的価値がないことが確定し、駐車

以上、駐車場内での事件・事故発生時の駐車場側の責任、放置車両があつた場合の駐車場側の対応について検討した。

しかし、駐車場が、自動車泥棒や車上荒らしという犯罪の舞台となるという状況は、周辺の風俗環境や治安状況に重大な脅威を与える。

また、現に放置車両があるという状況は、別の車両が新たに放置されて駐車場が不法投棄の場の如き状況を呈する呼び水ともなりかねず、周辺の環境に相当な悪影響を与える。

それとは別に、駐車場が、深夜に青少年の溜まり場になつたりすることは、周辺の風俗環境を害するだけではなく、そのような場が存するということ自体が、青少年の健全育成を阻害すること甚だしい。

場側は正当な権利行使として、自動車の撤去・処分ができることになる。

4 駐車場の管理の重要性



店長に求められる知識

業界知識 XXV

パチンコ店舗管理者実務能力検定試験

通称・P能検。エンタテインメントビジネス総合研究所が2005年から実施。対象の中心はホール店長やその候補者。筆記試験は7科目（一般常識、業界知識・法律知識・不正排除、計数管理・機械整備・設定管理、顧客サービス、経営マネジメント、マーケティング、労務管理）で構成されており、全100問が出題される。

店長という立場にある者なら、知つておかなければならぬ知識があります。風適法（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）や消防法、建築基準法などの法律はもちろん、都道府県や市町村などの自治体における条例、その他さまざまな規制・制度など、すべては健全かつ適正なパチンコ店を営業するために必要な知識です。

今回は、広告・宣伝について取り上げます。風適法第16条「広告及び宣伝の規制」では、「風俗営業者は、その営業につき、営業所周辺における清潔な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝をしてはならない」と記されています。そのため、かつてはその手法の多くが営業所や所轄署の判断に委ねられていました。現在では、過去に出された警察庁通達によつて統一の運用方針が明確化されています。日々の営業における集客施策として欠かすことのできない広告・宣伝ですが、風適法の目的にもある「清潔な風俗環境の保持」のためにも周囲の環境に配慮しながら節度を持つて行う必要があります。ここからは問題を解きなが

ら解説していきましょう。

広告・宣伝の対象

【問題】
次のうち、風適法で定められている広告・宣伝の対象に該当する組み合わせとして正しいものはどれか。

A：会員専用のDM

（ダイレクトメール）

B：店内における

マイクアナウンス

C：自店のWebサイト

【選択肢】

a：アのみ

b：アとイ

c：アとウ

d：ア、イ、ウすべて

【回答分布】

c	18	a	0	2%
d	73	b	7	8%

【正解と解説】

警察庁通達「ぱちんこ営業にお

ける広告、宣伝等に係る風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反の取締り等の徹底に

つてゐるため、その範囲内に抑えなければならぬことも覚えておきましょう。

運用方針①

そそるおそれのある行為が行われていること」、または、「風営法違反の疑いのある行為を行っていることをうかがわせること」に該当する場合は、清浄な風俗環境を害するとして規制の対象となることを示しています。その中では、広告・宣伝の対象について以下の通り記されています。

視覚に訴える広告及び宣伝にのみならず、聴覚に訴える広告及び宣伝も同条による規制の対象となる（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準）

【回答分布】

- | | |
|----|---|
| c | a |
| . | . |
| 3 | 0 |
| . | . |
| 3 | 0 |
| % | % |
| d | b |
| . | . |
| 95 | 1 |
| . | . |
| 7 | 0 |
| % | % |

正解と解説

警察厅通達「はんこ営業における広告、宣伝等に係る風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反の取締り等の徹底について」(2012年7月)に基づいて、違反に該当しない表示例はどれか。

入賞を容易にすることは、釘曲げなどにより遊技機本来の性能に調整が加えられた状態のことを表します。

問題

警察厅通達「ぱんこ営業における広告、宣伝等に係る風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反の取

「入賞を容易にした遊技機の設置をうかがわせる表示」にそれぞれ該当します。

運用方針
②

警察庁通達「はんこ営業における広告、宣伝等に係る風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反の取締り等の徹底について」(2012年7月)に基づいて、違反に該当しない表示例はどうか。

無承認変更を連想させる表示として著しく射幸心をそそるため、違反事例として記されています。「甘釘」「天国調整」などの直接的な表現だけでなく、「○つの誓い」「○○○の日」「○○○月間」など、特定の数字や日付、機種名に関連付けて、店舗の営業方針や総付景品の配布を告知することも隠語を用いた表現として禁止されています。

選挾肢

- a** : 総付景品の配布日を特定日
に関連付けて告知する。
 - b** : 賞品買取所の場所を風除室
に掲示する。
 - c** : 実際に獲得されたものでは
ないメダルをオブジェとして店
頭に掲示する。
 - d** : 月間の獲得出玉を表記する。

回答分布

- 言う名目で実質的な出玉イベント
が存在していますが、組合の方針で
自粛を促す都道府県も増えています

す。罰則の対象となつた場合も、最終的な責任の所在はパチンコ店にあることを認識しておきましょう。

同通達では、営業所の場所や賞

す。罰則の対象となつた場合も、最終的な責任の所在はパチンコ店にあることを認識しておきましょう。

【正解と解説】

正解はdです。前間に引き続き、広告・宣伝の運用方針を問う問題です。

選択肢aは前問の通り、総付景品の配布を特定の日付に関連付け告知しているため、「入賞を容易にした遊技機の設置をうかがわせる表示」に該当します。

選択肢bは、同通達に記されている「賞品買取行為への関与をうかがわせる表示」に該当します。賞品の買取場所を案内することや、賞品の交換個数・交換率に関する表記は換金行為をうかがわせることが著しく射幸心をそそることで著しく射幸心をそそる禁止とされています。スタッフによる口頭での案内も同様に禁止とされています。スタッフによる表示をうかがわせる表示に該当するため注意しましょう。

選択肢cも同様に、同通達における「著しく多くの遊技球等の獲得が容易であることをうかがわせる表示」に該当します。実際に獲得されたものではない玉・メダルをオブジェとして使用することの他、玉箱を重ねるなど実際に獲得した出玉よりも多くの出玉を演出

すること、高設定の期待が高まるようなイベントを実施すること(第3者が主催する場合も含む)などがこれに該当し、誰もが容易に出玉を獲得できると誤認させるようだ表示、演出により著しく射幸心を表示するため禁止されています。

選択肢dの月間の獲得出玉を表記することは、営業所の場所や開店時間、導入する新台の機種名や台数などと同様に、事実に基づく情報として認められています。しかししながら、色やフォントで出玉や台番などの特定の文字や数字を強調することは、選択肢cの「著しく多くの遊技球等の獲得が容易であること」をうかがわせる表示に該当するため注意しましょう。

その他、同通達で違反とされている表記は以下の通りです。併せて、理解しておきましょう。

● 大当たり確率の設定変更が可能な遊技機について設定状況等をうかがわせる表示

パチンコ、パチスロの設定は遊技機の出玉率に影響を及ぼすため、設定状況を示す情報の発信は事实上あっても著しく射幸心をそそることから禁止されています。直接

的な表現ではなくても、「GOLD&Silver」「サメ・エビ・アンコウ」などの隠語を使用した表現は禁止事例に明記されています。また、ボーナス時に発生する音や光が頻繁に発生することを示す表示も同様に禁止されています。

● 遊技客が獲得した遊技球等の数を示し、これに付随して賞品買取所における買取価格等を直接的又は間接的に示す表示

お客様が実際に獲得した出玉数を表示することは、上記の通り認められています。しかしながら、出玉数に応じた賞品価格を併記することは換金行為をうかがわせるため禁止されています。

● 風適法第19条の遊技料金等の規制等に違反する行為が行われることを直接的又は間接的に示す表示

獲得した出玉数に対応する金額以上の賞品を提供する表示、賞品の限度額(消費税率10%時では1万560円)以上の賞品を示す表示、獲得出玉を上回る金額などを表示することは、換金行為をうかがわせることで著しく射幸心をそそるため禁止とされています。賞品価格を「大特価」「○%OFF」など、

市場価格と異なる金額として表示することも同様です。

● 遊技の結果について客の技量により差異が生じる余地をなくしていることをうかがわせる表示

「遊技の結果について客の技量により差異が生じる余地をなくしている」とは、技術介入性を損なう行為を指します。パチンコのハンドル固定やパチスロの目押しなどをサービスとして提供することはもちろん、それを表示することも禁止されています。また、技術介入の一環であるパチンコの止め打ちを禁止する注意書きなども、これを該当するおそれがあります。遊技機の性能の範囲内で操作をすることは、立派な技術介入要素です。いわゆるゴト行為と同等の扱いをしないように注意してください。

適度な射幸性は、風俗営業であるパチンコならではの魅力でもあります。実際の営業では違反事例も散見される広告・宣伝ですが、店舗管理者には正しい知識と法令遵守の意識が求められます。広告・宣伝規制に関する理解を深め、遵法営業に努めてください。

た時はまあまあお客様も戻つてきてくれたけど、前の状態には戻らなかつた。減つたままを維持している。良い時で前の7割つてところか。

も、もつとちゃんと勉強していればよかつた。

つて、後悔しても遅いんだけどね。

お客様、減つたなあ。

パチンコ、パチスロをやりに来るお客様が目に見えて少なくなつてきていた。

特に、平日のお昼前から夕方まで稼働に貢献してくれていた常連のおじいちゃん、おばあちゃんが来なくなつてしまつた。

仕方がない。

新型コロナウイルス感染症の流行、緊急事態宣言。

全国どこのパチンコ店に行つても同じ状況なのだとと思う。

うちのパチンコ店も、売り上げは芳しくないようだ。

経営の数字に携わっていないオレでも理解できるほど、お客様が少なくなつてているのだから。

全国的な緊急事態宣言が出た後、うちのパチンコ店も休業。営業再開し

新台を入れればちょっと増えるけど、数日のみ。

となると大赤字だから、入れ替えを控えざるをえない。

でも、適度に入れ替えをしないとお客様は減る一方。

ジレンマ。

そろそろパチンコ、パチスロという娛樂産業も終わりなのかな、と思つてしまつ。

ちなみに、趣味はパチンコ。そして競馬と競艇も好き。

うん、あまり自慢できる趣味じやないけど。借金とかしない範囲だから。

いには、お金はほしい。

終わるのはいいけど、そうなると俺は職を失つてしまつ。

俺は学生時代からこのパチンコ店でバイトし、そのまま就職している。

つまり、この店でしか働いたことがない。現在30歳。今から別の仕事……無理な気がするなあ。

これから、どうなつちやうのかな。

こんなことになるんだつたら、就職活動が面倒だからって理由で就職先を決めるんじやなかつた。そもそも

昔はよく行つていた店だが、最近は

副店長と2人で国道沿いの24時間営業のファミレスに入った。

副店長も競馬好きだから、共通の話題には事欠かない。

しかも、必ず部下だからと毎回奢つてくれる。ありがたい。

全國的な緊急事態宣言が出た後、うちのパチンコ店も休業。営業再開し

も、もつとちゃんと勉強していればよかつた。

銀世界の裏

アレなもんでご無沙汰していた。で、ここも当然というか閑散としていた。

してきた。

めちゃくちや馴れ馴れしいな。

外食産業、パチンコ以上に厳しいんだろうな。

個人営業の飲食店には支援があるけど、チエーン店などはないので厳しい……って誰かが言っていた気がする。

副店長とメシを食べながら、仕事の件を含め、たわいもない話をしていた時、近くのテーブルから、怪しげな男が近づいてきた。

「いやあ、どうもどうも。ご無沙汰しております」と笑顔で近寄つくるが、どうにも胡散臭い。

かなり高級そうなスーツにキラキラ光る金色の腕時計。

うん、怪しげ。

この怪しい男は、どうやら副店長の知り合いらしい。

その男は「こんなところでお会いするとは何かのご縁だと思いますよ」と言いいながら、副店長の許可も待たずフアミレスの店員にテーブル移動を伝え、ドリンクを持ってこちらに移動

と思ったが、後で副店長から、実は1円で遊んでいるおじいちゃん、おばあちゃんの方がお金を持っていることが多いと教えてもらった。

いのだという。

それに対しても、当然かなりの額の報酬。

貯玉し続けて、とんでもなく大きな数字を貯玉しているおばあちゃんものだという。

そんな年配者の情報が欲しい、つてところでピンときた。

詐欺以前に、副店長、それ個人情報の漏洩なんぢやないの?

とか今さら言つても仕方ないけど、

そこからズルズルと弱みを握られて脅されて、こうして情報を渡していくのだという。

あの男は、詐欺師なのだそうだ。

うん、そんな感じじる。

何度か事件化され、逮捕されたこともあるが、とにかく懲りないで同じ

ようなことをやつているのだとか。

副店長は俺に見られたことで、共犯者ができたと感じたのか、少しホッとしているようだ。

あれ、いつの間にか共犯者認定?まあいいけどね。報酬の半額くれるらしいし。

今は、表向きは投資顧問会社だが、実際には怪しげな儲け話?を販売しているようだつた。特に、年配者をターゲットにして。

なにせ、明日が見えないしがないパチンコ店従業員。

貰えるものは貰いますよ。誰にも言いません。

あの怪しい男は、入手した情報を頼りに電話でおじいちゃん、おばあちゃんをセミナーに勧誘するらしい。

そういうのって名簿屋ってのがあって、そこから買うんじゃないの、と思つたけど、パチンコが好き、という情報は名簿には書いてなくて、実はそれが重要な情報なのだそうだ。

どうやら、セミナーはパチンコ好きなら興味を持つような内容らしくて。

また、特に今は、コロナ禍でパチンコに行きにくくなつて暇。暇なのでセミナー来ちゃいがち、つてことらしい。「無料」だし。

詐欺ではあるのだけど、わざかながらちゃんと配当を払つたりして、そんなんにすぐには問題にならないというか事件にならないのだということだった。

事件として警察が扱うにしても、捜査して立件して……とやつている間に被害者が亡くなつてしまふから……ということらしい。こわつ。

急に巻き込まれた非日常な世界の話に、俺は悪いことは知りつつも、かなりワクワクしていた。

データを渡す際、俺のそんな様子を見たのか、男はセミナーの様子を見てみませんか?と誘つてきた。

そんなわけで、俺と副店長は店で保管している申込書のコピーから該当する人物をピックアップして書き写し、男に渡した。

（後編へ続く）

「行きます」

この物語はフィクションです。

実際の出来事を参考に書いていますが、現実に存在する人物像や事件とは一切関係ありません。

あとは、その情報をもとに、あの男が営業をかけるだけ。

会場は高級ホテルの広間を借りて、家族や知人と一緒に参加してもよいから騙すなんてことはないですよ、という風に見せて、とにかくセミナーに来させれば勝ちらしい。

詐欺ではあるのだけど、わざかながらちゃんと配当を払つたりして、そんなんにすぐには問題にならないといふか事件にならないのだということだった。

事件として警察が扱うにしても、捜査して立件して……とやつている間に被害者が亡くなつてしまふから……ということらしい。こわつ。

濯をする習慣を身につけてほしい、と滋賀県の仕事をする知人に訴えに来たのだった。

私が家で使用して半年たつた。妻の感想は「正直よくわからない。でも支障もない」。洗濯排水はクリーンだし、「まあいいか」と続けている。（M）

一浪目が自宅浪人で二浪目は両親に予備校に行けと言われ、しぶしぶ通うことにして、入校式の翌日の授業開始前、私の中の何か?が目覚め、先輩安全。つて、経験者の副店長のアドバイス。なるほど。アナログばんざい。

紙資料を手書きでメモするのが一番安全。つて、結果、その予備校で、生が入ってくる入力したデータをコピーしたら、バレる可能性が高いからね。

我が家では洗剤を使わず、マグネシウムで洗濯している。知人に教えて貰つたのだ。パチンコ玉を小さくしたようなマグネシウム玉が多数入った袋を、洗濯機に入れるだけで、水素が大量に発生。水素の力で衣類の汚れを落とす商品だ。同じ袋で約300回の洗濯が可能という。

開発した経営者が環境問題に取り組み、琵琶湖沿岸の子供たちにマグネシウムのパチンコ玉を、ウムで洗濯をする習慣を身につけてほしい、と滋賀県の仕事をする知人に訴えに来たのだった。

私が家で使用して半年たつた。妻の感想は「正直よくわからない。でも支障もない」。洗濯排水はクリーンだし、「まあいいか」と続けている。（M）

最近、ある取材で千葉県市原市を訪れたとき、タクシーの運転手さんに「猪豚に出会わなかつたか」と聞かれた。市原は猪豚があちこちに出没するという。そこで市のホームページを見ると、猪に遭遇した際の注意事項が載つていて。

運転手さんいわく「市原の猪は皆、猪豚」とのことだが、いずれにせよ県内の市町村では製造品出荷額1位の都市で、いまだに野生の動物が出るのかと驚いた。もつとも、私が住む柏市も30年前は狸に遭遇した。妙にその頃が懐かしく思い出された。（N）

編集後記

KiKO NEWS

授業を受けることは無かつた。最近になってあの予備校はどうなつた?と思って調べたら既に廃校になつていて。しかし井上陽水さんが通つていたことがわかつた。歯科大を目指していた陽水さんは予備校の授業をさぼつて駅前のパチンコ店に入りびたつていたとのこと。

授業を受けることは無かつた。最近になってあの予備校はどうなつた?と思って調べたら既に廃校になつていて。しかし井上陽水さんが通つていたことがわかつた。歯科大を目指していた陽水さんは予備校の授業をさぼつて駅前のパチンコ店に入りびたつっていたことがわかつた。歯科大を目指していた陽水さんは予備校の授業をさぼつて駅前のパチンコ店に入りびたつていた

おかしいと思ったら すぐここへ <https://www.suishinkikou.or.jp/>

不正排除に 全力

遊技機も 計数機も



第三者機関
遊技産業健全化推進機構

Organization for
the Sound Development of
the Pachinko & Pachislot Industry

遊技産業健全化推進機構広報誌 令和3年4月1日(毎月1日発行)第166号
監修 遊技産業健全化推進機構 編集室

一般社団法人 遊技産業健全化推進機構
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-1 山基ビル6F
TEL 03-3518-2062 FAX 03-3518-2063